

補助金にかかる消費税等の仕入控除税額（返納額）がある場合の計算方法

○返納額の計算方法

＜課税売上高が5億円以下かつ課税売上割合が95%以上の場合＞

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

＜課税売上高が5億円以上又は課税売上割合が95%未満の場合＞

ア 個別対応方式を採用している場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{B} \\ \hline \end{array}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{A} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{課税売上のみ}}{\text{補助対象経費}} \times \frac{10}{110}$$
$$\begin{array}{|c|} \hline \text{B} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{共通対応分}}{\text{補助対象経費}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税売上割合} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

イ 一括比例配分方式を採用している場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{返納額} \\ \text{(円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{補助金額} \\ \hline \end{array} \times \frac{\text{補助対象経費のうち}}{\text{課税仕入額}} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{課税売上割合} \\ \hline \end{array} \times \frac{10}{110}$$

○提出書類

- ①「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金」に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書
- ②（別紙）消費税等の仕入控除税額にかかる概要書（積算の内訳等）
- ③消費税等の確定申告書の写し
- ④課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（確定申告書付表2）の写し

○その他注意点

- (1) 返納額の計算において、課税売上割合は端数処理を行わずに計算してください。
ただし、消費税の申告において、課税売上割合を端数処理した場合には、その割合を用いてください。
- (2) 減価償却費のように支出を伴わない費用は、計算から除外してください。
- (3) 算出された返納額は、円未満切り捨てとしてください。